追跡！資源物の行方

日頃より分別収集にご協力いただいている資源物ですが、回収された後、どのようにリサイクルされてるかご存じでしょうか。行方を知らないまま、とりあえず分けている方も多いかと思います。

そこで、今回は皆さんから集まった資源物がどのようにリサイクルされているかをご紹介します。

収集・運搬

皆さんの家庭から出た資源物は最終的に洲本ストックヤード・五色ストックヤードに集められます。

選別・搬出

それぞれの施設に集められた資源物は作業員が手作業で異物を取り除き、圧縮、梱包するなどしてリサイクルに適するように加工します。

▲プレス機

▲選別のようす

リサイクル業者へ引き渡し

加工された資源物はリサイクル業者へ引き渡され、新たな製品に生まれ変わります。

令和5年度の回収量と各品目のゆくえ

〈ペットボトル ……41t〉
▽細かく破砕しペレット状に加工、溶かして成型することで、再びペットボトルに生まれ変わります。水平リサイクル（リサイクルによって再び同一の製品をつくる仕組み）により、回収量のほぼ100%がペットボトルに戻ります。

〈アルミ缶 ……56t〉
〈スチール缶 ……44t〉
▽溶解・生成して、建築用の鉄鋼や自動車の部品、再び缶などに生まれ変わります。

〈古　着 ……87t〉
〈雑貨類 ……53t〉
▽良品を選別、海外へ輸出し、リユースされるほか、機械類を清掃するウエス（雑巾）としても再利用されます。

〈新聞紙 ……241t〉
〈段ボール ……269t〉
〈雑誌・その他の紙 ……474t〉
▽溶かして再生紙として新聞紙、段ボール、コピー用紙などに生まれ変わります。

〈プラスチック ……48t〉
▽細かく破砕、圧縮することで、固形燃料（フラフ燃料）として再資源化されます。

〈使用済み小型家電 ……101t〉
▽破砕し、レアメタルなどの金属類を取り出し、機械などを製造する原料として利用されます。

〈その他〉
▽ほかにも白色トレイ、発泡スチロール、紙パック、廃食用油、有害危険ごみ（水銀使用製品、スプレー缶・ライター）なども収集し再資源化しています。

再び製品になり、私たちの手元へ

さまざまな工程を経て資源物は製品に生まれ変わり、私たちの手元に届きます。

再生紙などのリサイクル品を積極的に選ぶことも、循環型社会への第一歩に繋がります。

再資源化の推移

皆さんのリサイクル意識の向上に伴い資源物回収量も年々増加し、ごみの量は確実に減ってきています。引き続きごみの減量化、再資源化にご協力お願いします。

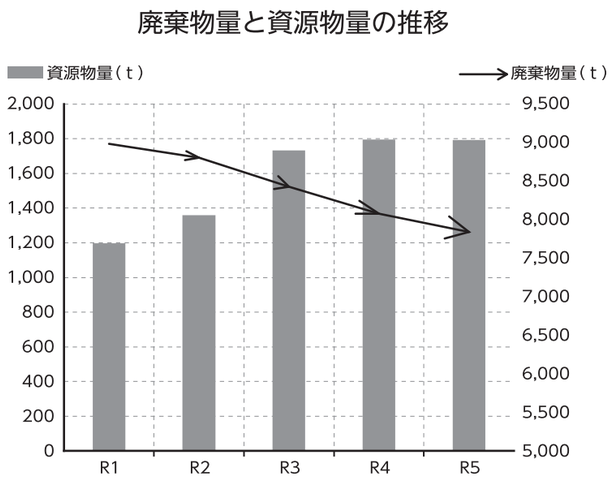

資源袋導入から1年が経過して

プラスチック、かん、びんをそれぞれ専用に回収する資源袋ですが、運用開始から1年以上が経過しました。

皆さんのご協力のおかげでごみの再資源化が大きく推進し、特にプラスチックにおいては資源袋導入前の収集量が月約3tだったのに対し、導入後は月約9tと3倍まで拡大することができました。

さらなるごみの再資源化を目指し、分別にご協力ください。

令和7年1月より『かん・びん』は燃えないごみ袋で回収しません

令和7年1月より、リサイクルできる「かん」「びん」は燃えないごみ袋で回収しないこととなりました。左記のいずれかの方法で資源物として出してください。

軽く水洗いして・・・

●ごみ集積場所に出す
市指定資源袋の「かん用（ピンク）」、「びん用（オレンジ）」を使用する

●資源物回収拠点施設に持ち込む
・みつあい館
・洲本ストックヤード
・五色ストックヤード
・由良ストックヤード

●エコステーションを利用する
今まで通り

※金属製のふた・キャップ、汚れのひどいものは「燃えないごみ」として出してください

◀燃えないごみ袋に缶・びんを入れて出すと回収されません

燃えないごみ袋について

現在販売している燃えないごみ袋は、引き続きご利用いただけます。

金属類、陶器類、ガラス製品、リサイクルに向かないかん・びん（汚れが取れないものなど）を捨てる際にご利用ください。

年始の収集日にご注意ください

年始の収集は、正月三が日（1日～3日）が休みとなっている関係で「燃えないごみ」「資源袋」「エコステーション」の収集日がずれる地域があるため、該当地域の方は日程を確認して出してください。

資源袋のご利用で気をつけてほしいこと

利用が拡大している資源袋ですが、まれに誤ったごみを入れているものが見受けられます。それぞれ理由があり収集できませんので、資源袋を出す際はご注意ください。

資源袋で出せないものの例

「電池」「スプレー缶」
処理機械にかけた際、発火の恐れがあり、事故の原因になるため。▼有害危険ごみへ

「おむつ」「生ごみ」
一部の資源袋に入っているだけで、集められた他の資源物も汚れてしまい、全体がリサイクルできなくなってしまうため。
▼燃えるごみへ

▲本体は小型家電、電池は有害危険ごみへ

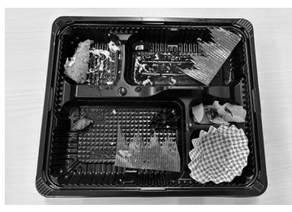
▲生ごみや汚れがあるものはプラスチックとして出せません

護海袋の利用は令和7年3月末まで

燃えるごみ袋として使えるレジ袋「護海袋」は利用期限の令和7年3月31日を過ぎるとごみ袋としての利用ができなくなります。お持ちの方はご注意ください。

“このごみの捨て方は？”
迷ったら、洲本市ごみ分別ガイド「これどっち」で
どの分別かを確認しよう！

このようなごみの出し方をしていませんか？

✓ 可燃ごみ・不燃ごみ・資源物（かん・びんなど）を一緒に入れている。
✓ 袋の口を縛っていない。
✓ 指定ごみ袋・資源袋に入れていない。
✓ 有害危険ごみ（スプレー缶、カセットボンベ、電池、ライター、蛍光灯など）も入れている。
✓ 市で収集しないごみを入れている。
✓ 事業所から出たごみを入れている。

⇨このような出し方をしているごみは収集できませんので、ご注意ください。

使用済み小型家電リサイクル

パソコンや扇風機などの使用済み小型家電（家電4品目対象外）は、資源物として再資源化できます。下記のいずれかの方法で処分してください。

市の回収場所に持ち込む

▶下記の施設に持ち込むか、市内に設置している小型家電回収BOXを利用

施設名	住　所	受付時間	休館日
みつあい館	栄町4-3-28	9時～17時	月曜・祝日・年末年始
洲本ストックヤード	下内膳2106		土曜・日曜・年末年始（第1土曜・日曜は開館）
由良支所	由良2丁目7-22		土曜・日曜・祝日・年末年始
五色ストックヤード	五色町都志万歳1105-1		土曜・日曜・祝日・年末年始

国の認定業者／市の協力業者の回収

▶WEBで申し込んでください。（リネットジャパンリサイクル㈱）

◀WEB申し込み

市で収集しないごみ

家電4品目

エアコン、テレビ、冷蔵庫／冷凍庫、洗濯機／衣類乾燥機
▶家電リサイクル券センター（☎0120-319640）へご相談ください。

危険物や処理困難物

石、土砂、コンクリート、ピアノ、建築廃材、農機具、農薬、漁具、自動車部品、バッテリー、FRPを含む製品など
▶販売店または専門業者にご相談ください。

事業所から出るごみ

市指定ごみ袋を使用しても、地域の集積場所に出すことはできません。

産業廃棄物
▶淡路県民局環境課へご相談ください。
産業廃棄物以外の事業系一般廃棄物
▶処理施設に自己搬入するか、市の許可業者へご相談ください。

◀詳しくは市HPへ

大型ごみや多量のごみについて

家具や自転車などの指定ごみ袋に入らないごみ

▶処理施設に自己搬入、もしくは市大型ごみ回収受付センターに申し込んでください。（☎24-5374）※WEB申し込みでも可能です。

◀WEB申し込み

引っ越しや植木の剪定などの一時多量のごみ

▶処理施設に自己搬入、もしくはトラックで戸別回収を行う市の臨時有料収集を申し込んでください。（☎24-7607）